

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅）

（令和6年4月1日現在）

1. 商品名	勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅）
2. 販売対象	・勤労者である個人（契約時満55歳未満の方）
3. 期間	・積立期間 5年以上（年1回以上、定期的に預入することが必要。）
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・給与または賞与からの天引きによる。 ・1,000円以上 ・1,000円
5. 払戻方法	・住宅取得、住宅の増改築、リフォーム資金への充当のため一括して支払います。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・各積立預入時の当金庫所定の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。
7. 税金	・550万円まで非課税（ただし、財形年金と合算で550万円。） ・残高が550万円を超過した場合、又は積立中断期間が2年以上に及んだ場合等非課税の要件を満たさなくなった場合は、その後に支払われる利息に20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ・やむを得ない事情により住宅取得等以外の目的で払戻す場合は、過去5年間さかのぼって利息に20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	——
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入された各期日指定定期預金毎に預入期間に応じた裏面の中途解約利率によって、預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 ・中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率とします。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。
12. リスクに関 する事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅）

このまちの未来をともにつくる



<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財形住宅の対象となる持家住宅、また、増改築、リフォームには要件がありますので、詳しくは営業店にお問合せください。 ・財形住宅の対象となる持家住宅取得、また、増改築等の費用を払戻すときは、上記要件確認のため定められた書類の提出をしていただきますので、詳しくは営業店にお問合せください。 ・住宅取得前や工事完了前の一部支払については、1回のみ可能です。詳しくは営業店にお問合せください。 ・他金融機関を含め、お一人様1契約となります。 ・一般財形預金、財形年金預金との併用は可能です。

【中途解約利率一覧】

預入期間	
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	2年以上利率×40%
1年以上 1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上 2年未満	2年以上利率×60%
2年以上 2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上 3年未満	2年以上利率×90%

※中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

※平成14年5月2日以前にご契約した定期預金の中途解約利率は、窓口へお尋ねください。

勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅）

このまちの未来をともにつくる

